令和７年４月１８日

保護者の皆様

大津市教育委員会事務局
学校教育課長
大津市立瀬田南小学校
校　長　中野　啓一

「滋賀・体験の日」について

陽春の候、保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申しあげます。

さて、令和７年度は「大阪・関西万博」および「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」が開催されます。

「大阪・関西万博」および「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」は、いずれも、滋賀の子どもたちにとって得難い貴重な学びの場となると考えられることから、県立学校では、子どもたちがより参加しやすくなるよう、「滋賀・体験の日」を設けられました。

このことから、大津市教育委員会としてもその趣旨を鑑み、大津市立小・中学校においても児童生徒に対して同様の対応をいたします。

つきましては、取得可能期間を以下の通り定めましたので、ご確認いただきますようお願いいたします。

〇取得可能期間

令和７年４月 14 日（月）以降 「大阪・関西万博」、「国スポ」、「障スポ」に参加する場合について、１日単位で年間最大３日まで取得可能です。（取得される場合は、連絡帳等でお知らせください。）

・保護者等との参加を条件とし、「滋賀・体験の日」を取得した場合は、「出席停止・忌引き等」の扱いとします。また、「滋賀・体験の日」取得中の安全管理等については、児童生徒および保護者等の責任の下で行ってください。

・「滋賀・体験の日」を取得した場合、受けられなくなる授業の内容については、児童生徒が自学自習で対応するものとし、補習などは行いません。

・給食については、病気等での欠席と同じ対応となります。